

別紙
「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第3条第1項
に基づくエネルギーの使用の合理化等に関する基本方針の改定案」に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	カーボンニュートラルに向けて、省エネや創エネ製品を技術開発する者、製造する者、販売する者、買う者、設置する者、使う者など関わる全ての者に対する支援は国として必須であるため、賛成する。ただし、『支援に努める』など実効性に乏しい内容ばかりでありこれが自然環境改善への助力となる法案なのかどうかは疑わしく、法案が可決されても、その前と何ら変わらない世の中である気がしてならない。もっと実効性を持った法案を進めるための本法案であることを切に願うとともに、実効性を持った法案を進めていただきたい。	頂いた御意見も参考とさせていただきます。
2	①第四「三 設備投資に対する支援」の箇所について 支援のメニューがあっても手続きが複雑すぎて活用が進まないといった状況を避けるため、財政上の支援のための要件を緩和すべき(支援を受けるためのルールの特例化、効果の数値化を求めない、導入後数年に及ぶ報告を不要とするなど)。 ②第四「八 国民に対する教育広報等」の箇所について エネルギーの効率化、化石燃料への転換、電気需要の最適化など意義は理解するが、個々の事業者が取り組むべき具体的な内容はそれぞれ異なるため、事業者ごとの事情にマッチした取り組みをはっきりさせるために、国が行うとされる教育活動、広報活動を一歩進め、コンサルティングやコンサルタントなどの派遣を行ってはどうか(事業者の持つ設備などから実現可能な取り組みのアドバイス、受給可能な補助メニューの提案など)。	①について 頂いた御意見も参考とさせていただきます。なお、エネルギー価格が高騰する中、カーボンニュートラルだけでなく、エネルギーコストを抑制し、エネルギー危機に強い体質の構築につながる省エネ対策の重要性は一層増しているものと認識しており、省エネ投資に対して支援を行っているところです。具体的には、例えば、省エネ投資への意識が高まる一方で、資金面の理由から省エネ設備投資を自力で行うことが困難な中小企業も多いことから、令和4年度第2次補正予算において、省エネ設備への更新を支援する省エネ補助金について500億円を措置するとともに、事業者からの要望を踏まえ、工場全体の設備を入れ替えるなど工期の長い投資に対応するため、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる新たな仕組みを創設しました。 ②について 頂いた御意見も参考とさせていただきます。なお、中小企業からは、省エネについてどこから手をつけたら良いか分からないといった声もあるため、専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善アドバイスを行う省エネ診断事業も拡充します。こうした支援策を通じて、短期的にはエネルギー危機に対処しつつ、中長期的にはカーボンニュートラルにつながるよう、省エネ対策を推進していきます。